

## 五戸町移住支援事業における移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 五戸町は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、五戸町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から五戸町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、その交付については、この要綱及び五戸町移住支援金募集要項の定めるところによるほか、あおもり移住支援事業実施要領、法令等に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては 100 万円、単身の申請の場合にあっては 60 万円とする。

### (対象者要件)

第3条 申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていてこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤期間については、住民票を移す 3 カ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

##### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 平成 31 年 4 月 1 日以降に転入したこと。ただし、第 2 号イ、第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、令和 3 年 6 月 21 日以降に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- (ウ) 五戸町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他青森県又は五戸町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### (2) 就職に関する要件

#### ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有すること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

#### イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提で

ないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 転入時の年齢が40歳未満であること。
- イ 五戸町の移住関連事業及び関係人口関連事業のうち、五戸町移住支援金募集要項において町が指定するものに参加経験を有すること。

(5) 起業に関する要件

申請日において、1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類に加え、対象要件を満たすことを証する五戸町移住支援金募集要項に掲げる書類を町長に提出しなければならない。なお、申請の最終期限は令和5年12月28日とする。

（交付決定等の通知）

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号。以下「交付決定兼確定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知するものと

する。

(移住支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼確定通知書再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに交付決定兼確定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 青森県及び五戸町は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内での転居については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 申請日から3年未満に五戸町から県外に転出した場合
- ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（就業の場合のみ該当）
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五戸町から県外に転出した場合

(移住支援金の返還免除)

第11条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（様式第4号）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、移住支援金返還免除協議書（あおもり移住支援事業実施要領 様式6）により、返還免除の可否について青森県へ協議するものとする。
- 3 町長は、第1項の申請を受理したときは、前項による青森県の同意後、返還免除の可否に係

る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式第5号）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

第12条 五戸町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から五戸町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県に移住支援金の返還に係る報告書（あおもり移住支援事業実施要領 様式4）を提出する。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と五戸町が協議して定める。

附 則（令和元年五戸町告示第21号 令和元年7月22日告示）

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年五戸町告示第106号 令和2年8月18日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年12月25日から適用する。

附 則（令和2年五戸町告示第138号 令和2年11月16日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年10月14日から適用する。

附 則（令和3年五戸町告示第105号 令和3年9月1日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年五戸町告示第79号 令和4年5月13日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月6日から適用する。

附 則（令和5年五戸町告示第53号 令和5年4月21日告示）

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年五戸町告示第79号 令和5年6月30日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年五戸町告示第87号 令和5年7月19日告示）

この要綱は、告示の日から施行する。